

県内の経済浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議

地方に暮らす我々の生活においては、ますます大都市圏との地域間格差並びに所得の格差が認められる状況である。

奇しくも日本銀行宮崎事務所が今年6月に発表した宮崎県金融経済概況によれば、最近の宮崎県の景気は回復の動きが鈍っていると報告されている。

言うまでもなく、建設産業は本県経済を牽引する主要な産業であり、県民の雇用の場として大きな受け皿となっているところである。

また、高速道を始めとする社会インフラの遅れている本県にとっては、建設産業は社会資本整備の担い手であるとともに、中山間地域等における地域経済及び雇用を支える重要な産業であり、かつ台風等の災害が多い本県において、被災箇所の迅速な復旧という観点からも大きな役割を果たしている。

しかしながら、近年の公共事業の大幅な縮減に加え、入札・契約制度改革による一般競争入札の急激な拡大やそれに伴う県外企業等との競合激化により、平成19年度の倒産件数は52件（従業者数では620名）と、昨年度比1.6倍にまで増加しており、県内の全業種の倒産件数の51%をも占めている。これは、全国の倒産件数の建設業の占める割合（約3割）をみてもはるかに高い数字である。

また、建設機材の売却などにより、企業存続を図るような危機的状況であり、災害復旧に駆けつけることも出来ない業者が増えつつあるのが現状である。

このまま、建設業の倒産が続けば、県全体の経済がより一層衰退するとともに、雇用の場も失われていくのは自明の理である。

県当局においては、この現実を真摯に受け止め、早急な対策を取るべきである。

よって、本議会は知事を始めとする県当局に対し、情報漏洩の防止などコンプライアンスの徹底を図りながら、県内経済の全体的な浮揚、雇用の安定を目指し、地域経済への貢献及び波及効果の高い建設産業の保護・育成を求め、地域要件の拡大、最低制限価格の見直し、予定価格の公表のあり方など、入札・契約制度の早期改善を講じるよう、強く訴えるものである。

以上、決議する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会